

6月  
から

お近くの市民センターやご自宅でも

法律相談がより身近に

市役所で待っているだけじゃない！  
弁護士資格を持つ5人の職員が  
市民の皆さんをサポートします。

市では、本年4月から弁護士資格を持つ職員5人(右記)を採用し、市民の皆さんへの法律相談を充実。また、法的な問題に対する市の対応の強化や職員の法務能力の向上などを図っています。

6月からは、この5人の職員が各市民センターや皆さんのご自宅などに出向き、法律相談を行います。

ご利用はいつでも無料で、事前申し込みが必要です。詳しくは下記をご覧ください。

取り組み 1 市民センター(大久保・魚住・二見)で『出張法律相談』

市民の皆さんが市役所に来なくても法律相談を利用していただけるよう、6月から大久保、魚住、二見の各市民センターで出張法律相談を始めます。

**相談内容**／金銭貸借、不動産、交通事故、離婚などの法律問題全般

**相談時間**／1人30分以内

**対象**／市内に在住、在勤の人

**定員**／各相談日とも6人

**申し込み**／毎月1日(閉庁日の場合は次の開庁日)からその月の実施分の予約を市民相談課で先着順に電話受け付け。

■出張法律相談 日程

| 相談場所  | 大久保市民センター            | 魚住市民センター             | 二見市民センター             |
|-------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 相談日時  | 第2月曜日<br>13:30～16:30 | 第3月曜日<br>13:30～16:30 | 第4月曜日<br>13:30～16:30 |
| 平成24年 | 6月                   | 6/11                 | 6/18                 |
|       | 7月                   | 7/9                  | -                    |
|       | 8月                   | 8/13                 | 8/20                 |
|       | 9月                   | 9/10                 | -                    |
| 平成25年 | 10月                  | -                    | 10/15                |
|       | 11月                  | 11/12                | 11/19                |
|       | 12月                  | 12/10                | 12/17                |
|       | 1月                   | -                    | 1/21                 |
| 平成25年 | 2月                   | -                    | 2/18                 |
|       | 3月                   | 3/11                 | 3/18                 |

取り組み 2 職員が皆さんのご自宅へ『訪問法律相談』

高齢や心身の障害などのために、市役所や市民センターに来所することが困難な人を対象に、自宅など希望する場所での訪問法律相談をまずは6月の1か月間、試行的に実施します。今後は、今回の結果を検証し、継続の検討を行います。

**相談内容**／相続、遺言、成年後見、財産管理など

**相談時間**／60分程度

**対象**／高齢や心身の障害などのた

め、市役所や市民センターへ来所することが困難な市内に在住の人など。相談内容が代理相談で可能な場合を除く。詳しくは、市民相談課へお問い合わせください。

**申し込み**／予約受付日(※)の午後1時～4時に市民相談課で電話受け付け。家族などからの申し込みも可能。6月中で訪問日時を調整します。  
※予約受付日／5月24・29・31日、6月5・7・12・14・19・21日

お申し込みの際は以下の点にご注意ください。

- 法律相談は、相談内容に応じた法律の一般的な説明を行い、問題を解決する際の参考にしていただくためのもので、相談内容そのものを解決するものではありません。
- 既に弁護士に依頼しているものは受け付けできません。
- 具体的な問題や紛争がない事柄や他人の問題についての相談はご遠慮ください。
- 同一案件の相談は原則1回限りです。
- 直接受任、弁護士紹介はできません。

お申し込み・お問い合わせ

市民相談課 ☎918-5002

皆さんのお困りごとを  
私たちがお伺いします!



政策部相談担当課長  
能登 啓元(31)  
京都大学卒、同法科大学院卒

玉子焼に惹かれ…  
たこ焼き文化の大阪  
から馳せ参じました。



総務部コンプライアンス担当課長  
兼政策部政策室課長  
益田 明子(37)  
早稲田大学卒

東京から来ました。  
弁護士になって10  
年になります。



総務部コンプライアンス担当課長  
兼政策部市長室課長  
荻野 泰三(33)  
東京大学卒、京都大学法科大学院卒

魚介類が大好きで、  
明石は魅力的。妻い  
わく「あなたはスルメ」



政策部市民相談課主任  
明石 礼子(34)  
慶應大学卒、  
大阪大学法科大学院卒

名字が「明石」です。  
熊本でオンブズマン  
制度を担当しました。



総務部法務課主任  
兼総務課主任  
飯田 真也(27)  
香川大学卒、愛知大学法科大学院卒

三重県などで行政事  
件を担当、明石によく  
似た四日市出身です。

他にも、暮らしに役立つ行政相談や公証相談などさまざまな相談を行っています。

詳しくは、市ホームページでご紹介しています。  
トップページの「相談窓口」からご覧ください。

明石市



**明石市役所**

〒673-8686

兵庫県明石市中崎1丁目5番1号 TEL912-1111

市政へのご意見・ご要望は…



[市民相談課] TEL918-5050

受付時間/8:55~17:40

(土曜、日曜、休日と年末年始を除く)

休日・夜間の救急医療は…



[消防本部] TEL921-0119 FAX927-0119

[夜間休日応急診療所] TEL937-8499

[休日歯科急病センター] TEL918-5664

## 「いじめ総合相談窓口」開設 専門職員がチームで対応

いじめ相談の受け皿をさらに広げるため、教育委員会の取り組みに加えて、市の総合的な相談窓口である市民相談課内に新たに「いじめ総合相談窓口」を開設しました。

相談内容や状況に応じて、「臨床心理士」「社会福祉士」「弁護士」など専門資格を持つ職員が連携して対応することで、いじめ問題の早期解決を図ります。

いじめは許さない!

### 心のケアを担当

児童生徒支援課 主任スクールカウンセラー

いしだ みほ  
**石田 三保 (臨床心理士)**

三重県内の小中学校や高校でスクールカウンセラーとして勤務。巡回訪問など学校と連携しながら心のケアにあたる。



### より良い関係づくり

児童生徒支援課 主任スクールソーシャルワーカー

あおき  
**青木 かおり (社会福祉士)**

大阪府内の地域包括支援センターなどを経て現職。地域や学校と情報共有し、顔が見える関係づくりを目指す。



### 法的なアドバイスも

政策室課長

ますだ あきこ  
**益田 明子 (弁護士)**

約7年間の弁護士経験を経て、昨年4月に東京から明石へ。法律の専門知識や経験を生かし各業務に携わる。



### 学校とのパイプ役に

児童生徒支援課 教育相談員

かみおが さなえ  
**神岡 早苗 (教員OB)**

幼稚園教諭29年・園長11年、うち8年は幼児教育相談も経験し現職。現在は「教育相談(下記)」を担当。



いじめ根絶を目指す教育委員会の取り組み

### “いじめストップあかし”や各種相談も

教育委員会では、いじめの根絶を目指して、学校や家庭、地域と連携した取り組みや、小中学生対象の「いじめストップあかし こども会議」などのほか、教育相談も実施しています。

■教育相談 (いじめ、不登校、非行問題、親子関係、子育て全般)

**078-918-5410** ※電話か面接による相談

青少年育成センター (教育委員会事務局児童生徒支援課内)

月曜～金曜日 (休日・年末年始除く) 午前9時～午後7時

※上記時間内の主に午後の3～5時間、臨床心理士による専門相談を実施。

詳しくは同センターへお問い合わせください。

### いじめかな?と思ったら

本人・保護者、どなたからでも

まずは情報をお寄せください

**078-918-5253**

受付時間 月曜～金曜日 (休日・年末年始除く)

午前9時～午後5時 ※匿名でも可

#### 電話受け付けからの流れ

①まずは、上記の専用電話にお電話ください。



②市民相談課職員が対応し、**情報提供(匿名など)** 状況に応じて教育委員会などにつながります。



**相談(当事者など)**

来所による相談や、状況に応じて教育委員会などにつながりほか、希望者には専門職員などが希望する場所に訪問し、相談に応じます。

専用電話 きょうから受け付け

#### 市の人口と世帯数

平成25年(2013年)5月1日現在  
※( )内は前月比



合計人口/290,770人(+421人)  
男性/141,107人(+242人) 女性/149,663人(+179人)



世帯総数/119,327世帯(+354世帯)



49.25km<sup>2</sup>

2・3面

専門職員が市民の皆さんを多方面からサポート  
公認会計士など新たな専門職員を募集

# 専門職員が市民の皆さま

市では、さまざまな分野の専門資格を持つ職員を採用し、市民の皆さんへのサービスを充実させています。

今年4月からは、昨年採用した弁護士資格を持つ職員5人に加え、社会福祉士と臨床心理士資格を持つ職員を新たに7人採用し、子育て支援のほか障害者や高齢者施策の充実を図るなど、多方面から市民の皆さんをサポートする取り組みを進めています。

訪問相談

気軽に利用しやすく

## 職員が皆さんのご自宅へ「福祉」「こころのケア」相談にも対応

法律相談も

高齢や心身の障害などのために、市役所や市民センターに来所することが困難な人を対象に、自宅など希望する場所での「訪問相談」を実施しています。

相談内容も従来の法律問題に加えて、今年4月に採用した社会福祉士、臨床心理士を活用し、さまざまな相談にも応じます。

私たちがお伺いします。

被災者支援を経験  
小さな悩み事も  
まずはお聞かせ  
ください

### 訪問相談をご利用ください

#### 相談内容

- 高齢者・障害者福祉など福祉に関すること全般
- こころのケアや悩みに関すること全般
- 相続、遺言、成年後見、財産管理など法律問題全般

相談時間／60分程度(執務時間内)

対象／高齢や心身の障害のため、市役所や市民センターへ来所することが困難な市内に在住の人など。内容に応じ必要と判断した場合は、訪問日時を調整し相談を行います。

申し込み／月曜から金曜日(休日・年末年始除く)の午前9時～午後5時に市民相談課(TEL 918-5002)で電話受け付け。家族などからの申し込みも可能。



障害福祉課障害者支援担当係長  
かわうち としこ  
河内 敏子  
(社会福祉士)

東京の在宅介護支援センターなどで相談業務のほか、センター長などを歴任。幅広い障害者などへの支援業務を担う。



発達支援課相談支援担当係長  
(ゆりかご園担当)  
のざき さゆり  
野崎 小百合  
(臨床心理士)

阪神淡路大震災での被災者支援や県教育委員会での教職員の職場への復職支援などを経て現職。相談や発達支援のサポートを担う。

経験豊富な専門職員が連携し、皆さんのために伺います



総務課コンプライアンス担当課長  
おぎの たいぞう  
荻野 泰三  
(弁護士)

法律事務所で弁護士経験を経て昨年5月入庁。法律の専門知識や経験を生かして各業務に携わる。

好評の無料専門相談より幅広く

市民の皆さんが気軽に専門家に相談し、迅速で適切なアドバイスを受けることで問題の解決につながるよう、さまざまな無料専門相談を実施しています。

### 昨年から出張・訪問法律相談を実施

以前から利用者の多い弁護士による無料法律相談は、新たに配置した弁護士資格を持つ職員による「出張法律相談」や「訪問法律相談」を昨年6月から実施し、相談時間や回数などを大幅に拡充。利用者からは「無料でありがたい」「身近に相談する機会が増えるのは助かる」といった声をいただき、大変好評を得ています。

### 福祉なども含めた総合相談へ

一方で、利用者には高齢者や障害者の人が多く、福祉や心のケアなどの必要性を感じていました。このたび、それらを担う社会福祉士や臨床心理士が加わることで、専門資格を持つ職員の連携による総合的で専門性の高い相談が可能になりました。

市民の皆さんには、ぜひお気軽にご利用いただければと考えております。



政策部次長兼市民相談課長  
ふじもと いちろう  
藤本 一郎

## 市民センター(大久保・魚住・二見)で「出張法律相談」

市民の皆さんが市役所に来なくても法律相談を利用していただけよう、大久保、魚住、二見の各市民センターで弁護士資格を持つ職員が出張法律相談を行っています。

相談内容／金銭貸借、不動産・法律問題全般 相談時間／1人30分以内 対象／市内在住・在勤の人 定員／各相談日も6人 申し込み／毎月1日(閉庁日の場合は次の開庁日)午前8時55分から、その月の実施分の予約を市民相談課(TEL 918-5002)で先着順に電話受け付け

### ■出張法律相談 日程(6月～8月分)

|    | 大久保市民センター | 魚住市民センター | 二見市民センター |
|----|-----------|----------|----------|
| 6月 | 6/10      | 6/17     | 6/24     |
| 7月 | 7/8       | -        | 7/22     |
| 8月 | 8/12      | 8/19     | 8/26     |

# 人を多方面からサポート

## 発達支援、高齢者・障害者福祉の分野も体制強化

臨床心理士と社会福祉士資格を持つ職員は他にも市のさまざまな分野の職場に配置され、市民の皆さんへのサービス向上に取り組んでいます。



人物重視

新たな採用試験でより良い人材を確保

新たに6月にも採用試験を実施  
例年7月下旬に行う大卒事務職などの職員採用試験(※)に加えて、県や神戸市の1次試験と同日(6月30日)に新たな採用試験を行います。

### 人物重視の試験内容

1次試験はエントリーシート作成のみ。教養や専門試験がない、より人物重視の試験です。対象は「昨年度と今年度卒業の大学生や大学院生など」。受験資格など詳しくは市ホームページをご覧ください。

### 事務職・土木職【来年4月採用予定】

募集職種・人数／事務職=15人程度  
土木職=5人程度  
試験日／1次試験(エントリーシート作成のみ)、6月30日(日) ※2次・3次試験は7月下旬以降にそれぞれの合格者のみに実施

申し込み／市ホームページに掲載するほか、市役所(本庁舎4階)や各市民センターなどで配布する募集要項で詳細を確認の上、5月28日(火)～6月14日(金)に人事課(TEL 918-5006 7673-8686 中崎1-5-1)で直接受け付け(遠方に限り郵送も可、13日必着)

※7月下旬実施の従来どおりの採用試験は、7月1日号の広報あかしなどでお知らせする予定です。

### 発達支援

子どもなどの発達が気になる、不安のある人は

**市立発達支援センター**  
(ふれあいプラザあかし西内)  
TEL 078-945-0290



発達支援課相談支援担当係長  
(発達支援センター担当)

木股 真理子  
(臨床心理士)

広島市や兵庫県での心理専門職などを経て現職。相談業務のほか、保護者と学校とのパイプ役などを担う。

広島市や兵庫県での経験をもつ、より良い支援を一緒に考えます

### 高齢者・障害者福祉

障害者の幅広い相談に対応  
**基幹相談支援センター**  
(市役所1階)  
TEL 078-918-5252

24時間365日対応  
障害のある人への虐待の通報は  
**障害者虐待防止センター**  
(市役所1階)  
TEL 078-918-5245

福祉畑25年 現場第一、地域に入り込んで障害者を支えます



福祉総務課係長  
(市社会福祉協議会障がい者相談支援係長兼基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センターセンター長)

橋田 浩  
(社会福祉士)

県社会福祉事業団で障害者の各種施設を中心に25年勤務。障害者の総合的な相談支援などを行う。

神戸市や兵庫県の現場で活躍 生きとじた老後を過ごすお手伝いをします



福祉総務課係長  
(市社会福祉協議会地域包括支援センター地域担当係長)

宮安 正子  
(社会福祉士)

神戸市地域包括支援センターや県社会福祉士会などを経て現職。高齢者の総合的な相談支援などを行う。

## 今年10月採用予定 公認会計士・天文職 募集

より一層の市民サービス向上を目指し、新たに専門性の高い任期付職員(公認会計士、天文職)を募集します。受験資格など詳しくは市ホームページをご覧ください。

### ▶公認会計士 ～監査や指導監督を強化～

経験や能力を生かし、市内部の監査体制や社会福祉法人などへの指導監督の業務などを担います。

募集職種・人数／公認会計士=2人程度 任期／5年 試験日／個人面接試験、7月13日(土)または14日(日)

申し込み／市ホームページに掲載するほか、市役所(本庁舎4階)や各市民センターなどで配布する募集要項で詳細を確認の上、6月3日(月)～28日(金)に人事課(TEL 918-5006 7673-8686 中崎1-5-1)で直接受け付け(遠方に限り郵送も可、28日必着)



### ▶天文職～天文科学館の魅力アップ～

専門知識を活用し、天文科学館の魅力をもたらし高めるための取り組みを担います。

募集職種・人数／天文職=1人 任期／5年 試験日／個人面接・専門記述試験、7月20日(土)



### 1800人体制を目指す

市では、厳しい財政状況を受け、全庁を挙げて総人件費の削減に取り組んできました。その結果、10年前と比べ、正規職員数を約500人削減し約2000人に、給料や手当などの水準も約11%引き下げたことなどにより、総人件費は約236億円から204億円まで減少しました。さらに現在、10年後を目途に1800人体制の検討も行っています。

### 職員の「質的改革」の取り組み

こうした中、職員には、少数精鋭にふさわしい意欲、能力の向上や本格的な地域主権時代の到来に対応していくための質的改革が求められています。そのため、新たに高度な専門職として公認会計士の任期付採用を行うほか、他市に先駆けた人物重視の職員採用試験で、新たな挑戦として県や神戸市と同日に試験を実施します。

### 意欲ある職員を応援

また、意欲ある職員が一層頑張れるよう、管理職への査定制度(ボーナスや昇給)の導入、職員表彰制度や政策立案プロジェクトチームの設置など、多様な取り組みも行いたいと考えています。頼れる市役所を目指し、まずは私たちが率先してチャレンジ精神を発揮し、改革に取り組んでまいります。



職員改革担当部長  
宮脇 俊夫

頼れる市役所を目指し 職員改革を実行